

やまなし就農ライフサポート事業（オンライン就農座談会の運営） 業務委託仕様書

1 業務名

やまなし就農ライフサポート事業（オンライン就農座談会の運営）業務委託

2 業務実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 目的

本業務は、県への新たな就農希望者の掘り起こしに向け、本県で活躍している農業者のモデル的な事例とともに、自然環境、住環境等、様々な面から就農地としての本県の優位性や魅力を情報発信するものである。

業務の実施に当たっては、他県で就農を希望する、あるいは職業の選択肢として農業を志向している者をメインターゲットとしてオンラインイベントを開催、運営するとともに過去に開催したオンライン就農座談会の開催状況等を掲載したランディングページ（以下「LP」という。）の開設・運営やメール配信等の広報手法を活用して幅広い層のイベント参加を促すものとする。

4 業務の内容

受託事業者は、次の（1）及び（2）に掲げる事項について山梨県と協議の上、委託業務を実施する。

（1）オンライン就農座談会の開催

就農を希望している者もしくは職業の選択肢として就農を視野に入れている者を対象として、本県で活躍する先輩就農者とのワークショップ等、座談会形式を取り入れた参加・体験型のオンラインイベントを開催する。基本的な開催概要は下表のとおりとする。

実施回数	2回
実施時期	山梨県との協議により決定するものとする
定員	50名/回
参加費	無料
開催方法	Web会議システムによるオンライン開催

① イベント内容

- ・山梨県内で果樹、野菜及び畜産の分野で活躍している農業者を先輩就農者として選定し、事例紹介を行う。

- ・先輩就農者と参加者が互いに交流可能な場を提供する
- ・参加者のうち特に希望する者に対して、専門家による個別相談を実施する。

② 先輩就農者の選定・役割分担

- ・先輩就農者は県が選定し、受託事業者を紹介する。
- ・県は出演依頼、出演内容の概要説明、日程調整等を行う。
- ・受託事業者は当日の運営に必要な連絡、事前説明、リハーサル支援、技術支援を行う。
- ・出演者への謝金、通信費、必要経費は全て委託料に含み、受託事業者が支払う。
- ・出演者の肖像、発言、資料、提供写真等をLP・広報に利用する場合、受託事業者は必要な使用許諾（肖像権・著作権等）を取得する。

③ 会の運営

- ・オンラインイベントの開催に必要なオンライン会議ツールや備品等は受託事業者の責任において用意するものとする。
- ・オンラインイベントで使用する会議ツールは、Zoom、Microsoft Teams等の一般企業・行政において通常使用される安全性の高いツールとする。ライセンス料は委託料に含む者とし、ツールの選定については県と事前に協議の上決定するものとする。
- ・受託事業者は、使用するオンライン会議ツールの使用方法等の説明を先輩就農者及び参加者に十分に行うものとする。
- ・受託事業者は参加者の入退場の受付・管理、誘導、アナウンス、会の進行、トラブル一次対応等、運営に係るあらゆる業務を行うものとする。

④ 参加者の募集

- ・参加者の募集は受託事業者が行うものとする。
- ・受け付けた名簿の管理及び当日の参加状況の確認は受託事業者が行うものとする。
- ・受託事業者は、チラシの配布、メール配信、SNS広告等の方法により、幅広い範囲に対して本事業を周知し、参加者を募集するものとする。
- ・参加者募集に用いる手法（SNS広告、検索連動広告、メディア掲載等）の種類及び支出する広告経費は、事前に県の承認を得て実施するものとする。

- ・受託事業者は募集活動の実施内容及び成果について、イベントの開催毎に県に対して報告するものとする。

⑤ アンケート

- ・受託事業者は、各回のオンライン就農座談会の終了後、参加者に対してアンケートを実施するものとする。
- ・アンケートの調査項目については事前に県の承認を得るものとする。

⑥ 経費

- ・オンライン就農座談会の開催・運営に要する一切の経費（出演謝金、広告宣伝、事務局運営、人件費等）は委託料に含むものとする。

(2) オンライン就農座談会に関するランディングページ（LP）の運営

受託事業者は、過去に開催したオンライン就農座談会の開催状況や先輩就農者インタビュー等を掲載したLPを開設し、運営するものとする。

① 運営形態

- ・LPは、受託事業者が保有するホームページ内の特設ページ、又は受託事業者が契約するサーバー上のウェブサイトにおいて、受託事業者の責任において開設・運営するものとする。
- ・当該ホームページのドメイン及びサーバー契約は受託事業者が管理するものとし、契約終了後に当該ドメインを県へ移管する義務はないものとする。

② 掲載内容

- ・オンライン就農座談会の開催概要及び開催案内
- ・過去に開催したオンライン就農座談会の開催状況（開催内容、講演した先輩就農者の記事等）
- ・先輩就農者へのインタビュー記事
- ・山梨県の農業や就農環境の魅力を紹介する記事
- ・その他、オンライン就農座談会への参加を促進するために効果的と認められるコンテンツ

③ 更新

- ・LPは年間3回以上の更新を行うものとし、更新に当たっては事前に県の承認を得るものとする。

④ 素材の提供・調達

- ・過去のオンライン就農座談会の開催状況に関しては、県が保有する資料等を受託事業者に提供するものとする。
- ・県は、受託事業者からの求めに応じて県が保有する画像及び動画の素材を提供できるものとする。
- ・県から提供できない素材について受託事業者が新たに撮影等を行うものとする。

⑤ 第三者著作物・ライセンス

- ・受託事業者が自ら撮影等して取得した素材に関して、委託業務実施中及び委託業務完了後において、第三者と知的財産権等に関する紛争が生じた場合は受託事業者の責任において処理するものとする。
- ・受託事業者が本業務以前から保有するCMS、テーマ、プラグイン、ソースコード等を除くLPの文章、画像、動画、記事原稿、サイト構成情報は県が再利用できるよう納品するものとする。

⑥ セキュリティ・運用

- ・サーバーの可用性、セキュリティ、バックアップ等の保守は受託事業者の責任で実施する。
- ・重大障害発生時は速やかに県に報告し、復旧対応を行う。

⑦ 費用

- ・LPの構築・運用・保守にかかる費用（サーバー費、ドメイン費、制作・更新費等）は全て委託料に含む。

5 個人情報の取扱い

- (1) 受託事業者は、本業務により取得した個人情報について、契約書別記1「個人情報取扱特記事項」に従い、適切に管理するものとする。
- (2) 名簿その他個人情報については、他業務と混在しない環境で安全に管理し、業務終了後には県へ指定データを納品した後、速やかに完全消去し、その結果を県へ報告するものとする。
- (3) 個人情報の取扱いを第三者に再委託する場合は、県の承認を得た場合に限るものとする。

6 実績報告

- (1) 委託期間終了後、受託事業者は本業務で実施した業務について取りまとめた実績報告書を県に提出し、審査を受けるものとする。
- (2) 実績報告書はアンケート結果やLPのアクセス数等の集計データを必ず含むものとする。

7 事業成果の取扱

- (1) 本業務により新たに作成される成果物（文章、画像、動画、LP構成データ、記事原稿、図表等）に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条の権利を含む。）は、受託事業者が本業務以前から権利を保有して権利譲渡不可能とされたものを除き、山梨県に帰属する。
- (2) 受託事業者は、本委託業務により制作した著作物について著作者人格権を行使しない。
- (3) 第三者著作物（フォント、BGM、テンプレート等）の権利は各権利者に留保されるが、受託事業者は県による成果物の利用に支障のないライセンスを確保する。

8 納品・引き継ぎ

- (1) 受託事業者は、契約終了時にLPの文章、画像、動画、記事原稿、サイト構成情報等、県が再利用可能な形式のデータ一式を納品する。納品媒体・形式は事前に県と協議の上、決定する。
- (2) 県が翌年度以降、本事業を別の事業者に委託する場合、受託事業者は県の求めに応じ、成果物データの内容・構成等について必要な説明その他技術的引継ぎに協力する。
- (3) 次年度委託の決定、引継ぎ日程・範囲の指示、納品物の保管・管理は県の責任とし、受託事業者は県の指示に基づき協力するものとする。

9 留意事項

受託事業者は委託期間中及び委託期間終了後においても以下の事項に留意するものとする。

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の遂行に当たって疑義が生じた場合は県と受託事業者と間で協議して解決を図ること。
- (3) 委託業務の実施に当たっては関係法令を遵守すること。
- (4) 受託事業者は県や国が行う検査に当たって県が要請する資料提出等に積極的に協力すること。

- (5) 委託業務に関する関係書類は、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間、適正に整備・保管しておくこと。
- (6) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (7) 受託事業者は、県が必要と認めるときは委託業務により制作した成果物を随時県に提供するものとする。

10 その他事項

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に書面により山梨県の承認を得るものとする。

(2) 仕様書の変更について

受託事業者は、委託業務の目的を達成するためにより効果的な手法がある場合又は委託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について県と協議し変更することができるものとする。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うものとする。

(4) 紛争処理

委託業務に関して紛争が生じた場合には、受託事業者の責任において処理するものとする。